

光市病院局公告第8号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和2年10月9日

光市病院事業管理者 桑 田 憲 幸

記

1 物品名

下肢牽引手術台

2 納入場所

光市立光総合病院 手術室

3 物品仕様等

別紙仕様書のとおり

4 納入期限

令和3年2月26日

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、県税及び市町村税の滞納がないこと（市税にあっては、法人の代表者が光市に住所を有する場合は、代表者を含む。）。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項に定める高度管理医療機器等販売業の許可を受けていること。
- (5) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第15号）又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第16号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

## 6 申請方法

- (1) 7に掲げる書類を添付し、光市立光総合病院総務課に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、配達証明等により配達の確認ができる方法にて提出期限までに必着とすること。
- (2) 令和2年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「医療・薬品、医療機器」に登録されているものについては、7の(1)及び(8)のみを提出するものとする。ただし、(8)については、参加資格申請の際に添付している場合には不要とする。
- (3) 申請書の様式は、光市立光総合病院ホームページ (<http://hikari-hosp.jp/>) からダウンロードすること。
- (4) FAXでの提出は不可とする。
- (5) 申請書の審査後、入札参加については、令和2年10月22日（木）

に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をFAXにて通知する。

## 7 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 使用印鑑届
- (3) 法人にあつては商業登記簿謄本の写し（申請受付日において発効日から3箇月以内のもの）
- (4) 個人にあつては身分証明書の写し（申請受付日において発効日から3箇月以内のもの）
- (5) 税の未納・滞納がない証明書の写し（申請受付日において発効日から3箇月以内のもの）
  - ア 委任がないときは、本社所在地に係る国税、県税及び市町村税
  - イ 委任があるときは、本社に係る国税並びに委任地先に係る県税及び市町村税
- (6) 委任状（契約や請求等を本社以外で行う場合に提出のこと。）
- (7) 直近1年間の決算書類（決算報告書、貸借対照表及び損益計算書）の写し
- (8) 高度管理医療機器等販売業許可証の写し
- (9) 暴力団排除に関する誓約書

## 8 申請書類提出期限

- (1) 令和2年10月20日（火）午後5時までとする。
- (2) 入札参加資格確認申請に係る提出書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

## 9 質問の方法

- (1) 本契約及び入札に関する質問は、入札参加資格確認通知後、FAX又

は電子メールによる質問書の提出によること。

FAX番号 0833-72-6018

電子メール hkr-gyoumu@hospital.city.hikari.lg.jp

- (2) 質問書の提出期限は、令和2年10月26日（月）午後5時までとする。
- (3) 質問の回答は、令和2年10月28日（水）までに、一般競争入札参加資格確認通知書を配付した者全員に質問内容と併せてFAXにより書面で回答する。

#### 1.0 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和2年10月29日（木） 午後1時30分
- (2) 入札場所 光市立光総合病院1階講堂

#### 1.1 入札保証金

免除

#### 1.2 入札に関する事項

##### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書の提出は、入札書を入札箱に入れることにより行う。入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書の金額が予定価格以下で、かつ、最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例による。

### (3) その他

ア (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則及び光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱（平成20年光市告示第5号）の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。